虚偽表示　宅建 H12-04-1 ≪#520≫

【問】 正誤をつけよ。

Aが、債権者の差押えを免れるため、Bと通謀して、A所有地をBに仮装譲渡する契約をした。BがAから所有権移転登記を受けていた場合でもAは、Bに対して、AB間の契約の無効を主張することができる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫　虚偽表示

1　相手方と通じてした**虚偽の意思表示**は、**無効**とする。

⇒　**当事者間**では、登記の有無に関係なく、**その無効を主張することができる**

2　前項の規定による意思表示の**無効**は、**善意の第三者に対抗することができない。**（民法94条）